給・水道業、G 情報通信業、H 運輸業、郵便業、I 卸売業、小売業、J 金融業、保険業、K 不動産業、物品賃貸業、L 学術研究、専門・技術サービス業、M 宿泊業、飲食サービス業、N 生活関連サービス業、娯楽業、O 教育、学習支援業、P 医療、福祉、Q 複合サービス事業、R サービス業（他に分類されないもの）、S 公務（他に分類されるものを除く）及び T 分類不能の産業の数の合計数をいう。）の合計数を国勢調査令によつて調査した令和 2 年 10 月 1 日現在における第一次産業就業者数（産業分類別就業者数のうち A 農業、林業及び B 漁業の数の合計数をいう。）、第二次産業就業者数及び第三次産業就業者数の合計数で除して得た数をいう。以下同じ。）に 100 を乗じて得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(3)　宅地平均価格指数に係る点数

次の表の C の区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数（当該数が五〇を超えるときは、当該数を五〇とする。）

C の区分	算式
［略］	［略］

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

C　宅地平均価格指数（全宅地の平均価格（令和 4 年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている宅地の決定価格の総額を宅地の総地積で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）を 38,513 円で除して得た率に 100 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に、同調書に記載されている宅地の評価総地積が 10 平方キロメートル以上の市町村で、商工住宅地区の宅地の平均価格（同調書に記載されている商業地区、工業地区及び住宅地区の宅地の決定価格の合計数をこれらの地区の地積の合計数で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）を全宅地の平均価格で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 1.5 以上 2.0 未満となるものにあつては 1.25 を、当該除して得た数が 2.00 以上となるものにあつては 1.50 を、その他の市町村にあつては 1.00 をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）

(4)　昼間流入人口に係る点数

次の表の D の区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該数が負数となるときは当該数を零とし、当該数が二〇〇を超えるときは当該数を二〇〇とする。）

給・水道業、G 情報通信業、H 運輸業、郵便業、I 卸売業、小売業、J 金融業、保険業、K 不動産業、物品賃貸業、L 学術研究、専門・技術サービス業、M 宿泊業、飲食サービス業、N 生活関連サービス業、娯楽業、O 教育、学習支援業、P 医療、福祉、Q 複合サービス事業、R サービス業（他に分類されないもの）、S 公務（他に分類されるものを除く）及び T 分類不能の産業の数の合計数をいう。）の合計数を国勢調査令によつて調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における第一次産業就業者数（産業分類別就業者数のうち A 農業、林業及び B 漁業の数の合計数をいう。）、第二次産業就業者数及び第三次産業就業者数の合計数で除して得た数をいう。以下同じ。）に 100 を乗じて得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(3)　宅地平均価格指数に係る点数

次の表の C の区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数（当該数が五〇を超えるときは、当該数を五〇とする。）

C の区分	算式
［同左］	［同左］

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

C　宅地平均価格指数（全宅地の平均価格（平成 29 年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている宅地の決定価格の総額を宅地の総地積で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）を 34,599 円で除して得た率に 100 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に、同調書に記載されている宅地の評価総地積が 10 平方キロメートル以上の市町村で、商工住宅地区の宅地の平均価格（同調書に記載されている商業地区、工業地区及び住宅地区の宅地の決定価格の合計数をこれらの地区の地積の合計数で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）を全宅地の平均価格で除して得た数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 1.5 以上 2.0 未満となるものにあつては 1.25 を、当該除して得た数が 2.00 以上となるものにあつては 1.50 を、その他の市町村にあつては 1.00 をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）

(4)　昼間流入人口に係る点数

次の表の D の区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該数が負数となるときは当該数を零とし、当該数が二〇〇を超えるときは当該数を二〇〇とする。）